

議事要旨(1) 2014年9月開催会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2014年9月ASAF会議で予定されている議題及びその対応について、説明資料[審議事項(1)-1]に基づき説明がなされた。続いて、小賀坂副委員長及び紙谷ダイレクターより、説明資料[審議事項(1)-2]及び[審議事項(1)-3]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(リース)

- 複数の委員より、IASB/FASB のリース・プロジェクトについてのコメントを ASAF 会議へ提出することを支持する旨の意見が示された。
- ある委員より、保険契約プロジェクトでも IASB と FASB でコンバージェンスが達成できない状況であるが、同プロジェクトでもサービス要素とそれ以外を区別することの重要性が認識されており、リース・プロジェクトでも ASBJ が指摘するように当該区別をしっかりと行う必要があると考えるとの意見が示された。
- ある委員より、FASB モデルの詳細が現時点では必ずしも明らかでないと理解しているため、リース・プロジェクトについての ASBJ のコメントの中で IASB と FASB のどちらのモデルを支持するかが明確にされていない点は理解できるものの、ASBJ が考えていることを ASAF 会議の場で口頭でしっかりと伝え、議論を活性化させるようお願いしたいとの意見が示された。
- ある委員より、作成者の立場からは、総資産に対して金額的な比率の小さなリースや少額資産のリースを含め、重要性の概念の導入について十分な審議がされていないように思われることから、ASAF 会議では、コメントの脚注に記載されているような、日本の財務諸表作成者が有する懸念を理解してもらうことが重要であるとの意見が示された。

小野委員長より、上述の議論を踏まえ、当該コメントを ASAF 会議へ提出することとしたいとの説明がなされた。

(概念フレームワーク (測定) )

- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - 審議事項(1)-3-3の第17項における現在測定値の使用が長期的な投資の阻害要因となっているという意見に対して、IASB が透明性の高い財務報告に必要とされること

を意図して基準開発することにより、長期的な投資の促進に重要な貢献を行うことができる」と主張していることに関して、当該主張は、現在価値の使用が透明性の高い財務報告であることを前提としており、適切な反論になってはいないのではないかと。

- ▶ 審議事項(1)-3-3 の ASAF 会議での発言案に関して、長期のキャッシュ・フローが過剰にディスカウントされる傾向が資本市場において観察されることを示す実証研究があり、事業からの成果を期待した投資（事業投資）か、市場価格の変動を期待した投資（金融投資）かの区分を主張するのではなく、短期的な事業投資と長期的な事業投資の区分に関する問題について発言すべきであり、今後重要な問題であるため、引き続き調査研究等を進めることを提案してはどうか。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ▶ 事業投資と金融投資の区分は、従来 ASBJ が採用してきた考え方であるが、誤解を与えるようであれば、発言案を見直すことを検討したい。
- ▶ 投資が長期か短期かの区分が問題ではなく、長期性の投資に関する問題にも対応した測定基礎の選択にすべきであると考ええる。

■ ある委員より、次のような発言がなされた。

- ▶ IASB のスタンスが、単一測定基礎の志向から、混合属性アプローチへ変わってきているものの、審議事項(1)-3-2 の第 6 項に記載があるように、財務諸表の合計や小計は、単一の測定基礎が混合属性アプローチよりも有意義になるであろうという IASB スタッフの見解が見られるため、引き続き注意を払う必要がある。
- ▶ 透明性の高い財務報告について明確な定義がない状況において、透明性の高い財務報告が、財務報告の有用性を高め、受託責任の評価にも役立つという IASB の主張にも、注意を払う必要がある。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- ▶ 現在測定値の使用により透明性の高い財務報告が達成されるものではないことは、異論がないものと思われるが、審議事項(1)-3-3 の第 5 項(1)で主張されているような長期性の投資について原価ベースによる測定を想定した場合においても、原価ベースによる測定により透明性の高い財務報告が達成されるものではなく、適切な測定基礎の選択が重要であると考ええる。

また、参考資料[審議事項(1)-1]に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(IFRS 第 3 号「企業結合」適用後レビュー (参考資料 1) )

- ある委員より、審議事項(1)-1 参考資料 1 の ASAF 発言案における米国会計基準とのコンバージェンスに関して、当委員会として、どのアプローチへコンバージェンスすべきと考えているか確認したい、という質問がなされた。

これに対して事務局より、当委員会としては、これまで償却及び減損アプローチを支持しており、当該アプローチに向けて IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスがなされることを望ましいと考えている、という回答がなされた。

- ある委員より、当委員会、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、イタリア会計基準設定主体 (OIC) によるディスカッション・ペーパーに関して、償却及び減損アプローチを再導入する場合において開示の拡充を求めるべきでないという見解が示されたことについて ASAF 会議において明示して頂きたい、という質問がなされた。

これに対して事務局より、ディスカッション・ペーパーに寄せられたフィードバックについて ASAF 会議において紹介する予定であり、本件についても発言したい、という回答がなされた。

(保険契約 (参考資料 6) )

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
  - 審議事項(1)-1 参考資料 6 の ASAF 会議における保険契約の対応方針案に関しては、保険契約専門委員会での議論やその後の関係者との議論を踏まえて取りまとめられたものと理解している。専門委員会では、財務諸表の作成者だけではなく利用者からも、IASB から提案されているモデルに対して強い疑問を呈する発言があり、この点を踏まえて、経過措置についての発言の方向性案が示されている点は重要なポイントである。
  - また、質問 1 に対する現在の発言の方向性案は、CSM のアンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲の議論と有配当契約の会計モデルの検討対象の議論が混在しているので、修正した方が良く考える。
  - 加えて、我が国の財務諸表の利用者からも、IASB が提案されているモデルに対して疑問が呈されているので、我が国の市場関係者からの意見という形でも構わないので、できればその点も IASB に伝えていただきたい。

これに対して事務局より、質問 1 に対する発言の方向性案については、これまで IASB がいわゆる投資契約型の有配当契約のみを想定して検討を進めていることを踏まえたものであるため、ご指摘を踏まえて修正する、という回答がなされた。

以 上